

3-2. 転倒災害の発生要因と対策

環境要因

チェックしてみよう

設備・環境の対策 [4S (整理・整頓・清掃・清潔)] を進めましょう！

✓ SEIRI (整理)

- 通路や机の足元などに不用意に置かれている物、置きっぱなしになっている物がないか

⇒ 必要な物、廃棄する物、倉庫に保管する物など区分して物を減らす



✓ SEITON (整頓)

- 使い終わった物は元の位置に戻されているか (戻す場所を決めているか)

⇒ よく使う物は手前に置くなど物の配置を工夫する。置き場所に表示をする



✓ SEISO (清掃)

- 床面の水、油、埃、砂などはすぐに拭き取られているか

⇒ 同じような状態が何度も起こる場合は、発生源への対策の検討する

✓ SEIKETSU (清潔)

- 整理・整頓・清掃したきれいで快適な状態が保たれているか

⇒ 声かけ。ミーティングで話し合い、常に意識づける。定期的な点検の実施



3-2. 転倒災害の発生要因と対策

環境要因

チェックしてみよう

設備・環境の対策 [4S (整理・整頓・清掃・清潔)] を進めましょう！

✓ SEIRI (整理)

- 通路や机の足元などに不用意に置かれている物、置きっぱなしになっている物がないか

⇒ 必要な物、廃棄する物、倉庫に保管する物など区分して物を減らす



✓ SEITON (整頓)

- 使い終わった物は元の位置に戻す

⇒ よく使う物は手前に置く

利用者が立ち入らない事務所や倉庫、更衣室、洗濯室、バックヤードなどにも意識を向けることが大切です！！



✓ SEISO (清掃)

- 床面の水、油、埃、砂などはすぐに拭き取られているか

⇒ 同じような状態が何度も起こる場合は、発生源への対策の検討する

✓ SEIKETSU (清潔)

- 整理・整頓・清掃したきれいで快適な状態が保たれているか

⇒ 声かけ。ミーティングで話し合い、常に意識づける。定期的な点検の実施



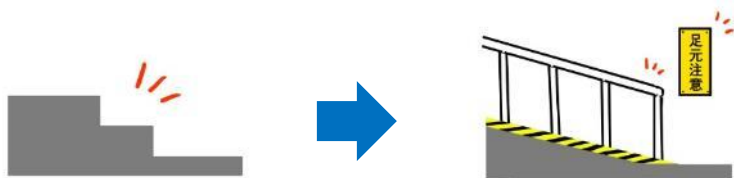
3-2. 転倒災害の発生要因と対策

環境要因

▶ 改善例 床面や通路などの状態を改善しましょう！

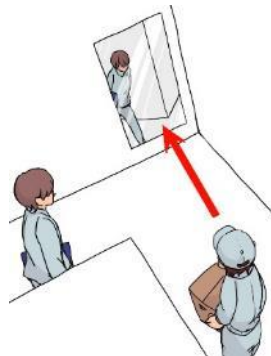
① 床面の段差・凹凸の補修

床面の段差や凹凸は、スロープにしてなだらかにしたり、パテで補修して平らにしたりするなどの補修をしましょう。



③ 通路の曲がり角などの見渡し

曲がり角手前での一旦停止や、付近には物を置かないなどのルールを徹底しましょう。衝突防止用ミラーなどの活用も有効です。



② 床面、階段などの滑り止め

出入口周辺にゴムマットを敷くなど、職場の床の滑りやすさをできるだけ一定にしましょう。滑り止めテープや滑り止め塗料などで、滑りを防止することも有効です。



④ 通路幅、明るさ

整理整頓を進めて人と人がすれ違うことのできるスペースを確保しましょう。また、頭上に物が出っ張っていないようにしましょう。

窓がない場所や暗がりになっている場所がないよう適切な明るさを保ちましょう。



3-2. 転倒災害の発生要因と対策

行動要因・安全衛生管理面の欠陥

転倒しにくい方法を検討し、作業ルール（手順）を決めましょう！

ポイント

時間に余裕を持って行動

滑りやすい場所では狭い歩幅で

足元が見えない状態で作業しない

どんな行動や状態が転倒災害を起こしやすいか、転倒のメカニズムを理解

滑り

- ☑急いでいるときほど
- ☑歩幅が大きいほど
- ☑急激な方向転換ほど
- ☑重いものを持つほど
- ☑昇りより下り

つまずき

- ☑小さな段差ほど
- ☑降りる方向の段差は見えない
- ☑障害物で隠れた段差は見えない

ふみはずし

- ☑急いでいるとき
- ☑降りるとき
- ☑階段の出入口
- ☑照度が暗いほど
- ☑足元が見えづらい



職場全員で、リスクが高い作業、場所、時間帯を洗い出し

「なぜ急ぐ必要があるのか？」「なぜその作業方法なのか？」背景を分析

人員配置や作業方法の見直し、安全ルール設定など管理面で対策

関係労働者に見直した事項を周知し、なぜそうする必要があるのかを全員で確認

3 - 2 . 転倒災害の発生要因と対策

行動要因・安全衛生管理面の欠陥

一人ひとりが転倒しにくい作業方法を実践しましょう！

漫然

イライラ

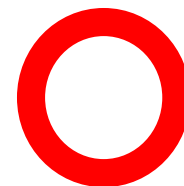
あせらない



焦り

疲労

急ぐ時ほど



落ち着いて

定期的な安全教育

3-2. 転倒災害の発生要因と対策

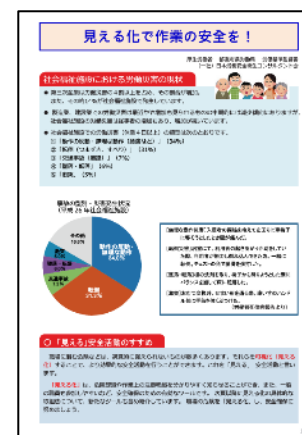
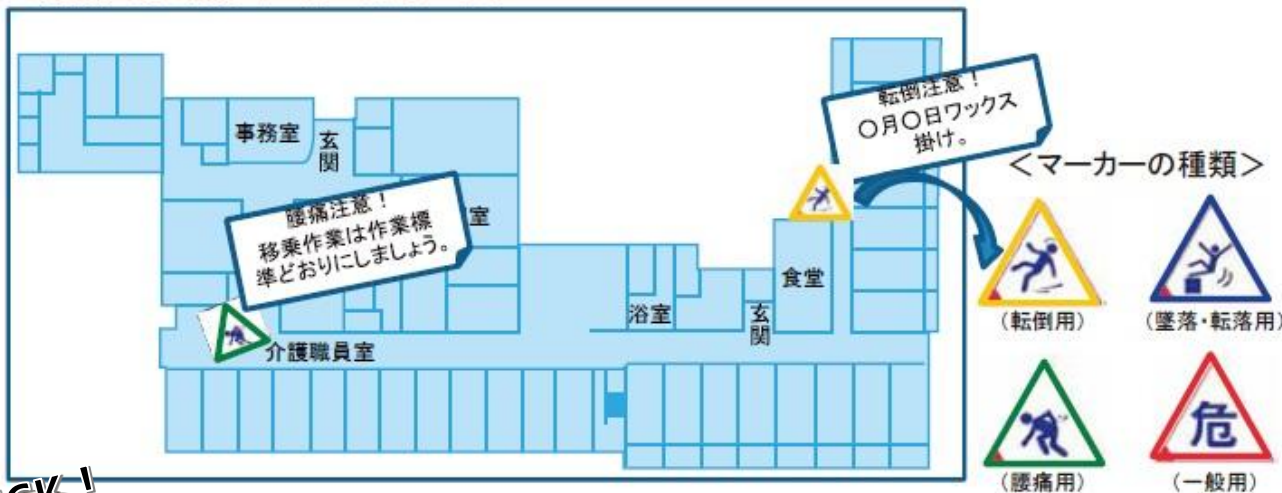
行動要因・安全衛生管理面の欠陥

職場の危険マップを作成し、危険情報を共有しましょう！

危険の「見える化」は、**職場の危険を可視化（＝見える化）**し、従業員全員で共有することです。転倒のおそれのある箇所がわかっているならば、慎重に行動することができます。

職場の中で転倒災害が多発している箇所は、危険マップやステッカーの貼り付けなどにより**作業員全員で情報を共有**し、安全意識を高めましょう。

＜危険マップ及びマーカのイメージ＞



※マーカのダウンロード方法や、より詳しい「見える化」の方法は、上記リーフレットをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/1130000/0/001400678.pdf>

・定期的な安全教育の実施や、全員でKYT活動やリスクアセスメントに取り組み、一人ひとりの危険への感度を高めることも有効です。





3 - 2 . 転倒災害の発生要因と対策

個人的要因

作業に適した靴を選び、定期的に点検しましょう！

転倒の主な原因のうち「滑り」と「踏み外し」は、靴底の滑りにくさを上げることで転倒リスクを下げるすることができます。「つまずき」は靴底の構造によって、ある程度の効果を出すことができます。



▶ 靴は足に合ったサイズを選びましょう。

【POINT!】

- ① 靴の屈曲性
- ② 靴の重量
- ③ 靴の重量バランス
- ④ つま先部の高さ
- ⑤ 靴底と床の耐滑性のバランス

- サイズは、かかと側に指が1本入る程度
- サイズ調整パットなどを使用して、靴が緩くならないように保つ



3-2. 転倒災害の発生要因と対策

個人的要因

作業に適した靴を選び、定期的に点検しましょう！

① 靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまづきの原因となります。

重さの感じ方は個人差があるので、実際に履いて重さが気にならないものを選びましょう。



② 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になります。つまづきの原因となります。



靴底の接地面積が大きくなり安定する。 靴底の接地面積が小さく不安定。

③ 靴の重量のバランス

靴の重心がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく（トゥダウン）、無意志にのうちに擦り足になり、つまづきやすくなります。



④ つま先部の高さ

つま先部の高さ（トゥスプリング）が低いと、僅かな段差にもつまづき易くなります。高年齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまづき易くなります。



3 - 2 . 転倒災害の発生要因と対策

個人的要因

作業に適した靴を選び、定期的に点検しましょう！

⑤ 靴底と床の耐滑性のバランス

滑り易い床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。

靴底の耐滑性は、職場の床の滑り易さの程度に応じたものとする必要があります。

また、靴底の摩耗が進み、靴底の凹凸が完全に摩滅してしまうと、耐滑性が急激に低下します。定期的に点検し、靴底の凹凸が残っているうちに交換することをお勧めします



	動摩擦係数
耐滑性が優れる靴	0.2以上
一般のプロテクティブスニーカー	0.05～0.15程度
市販の紳士靴	0.01～0.1程度



転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		☒
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

腰痛災害防止対策



ひと、くらし、みらいのために



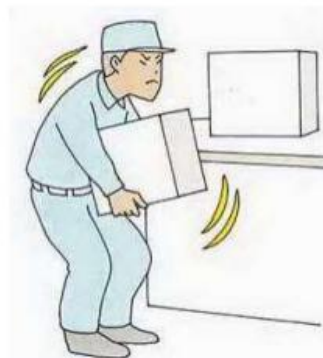
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 腰痛災害とは・・・？

重量物を中腰で抱えようとして



重量物を繰り返し持ち上げていて



階段を踏み外して



一般的に、腰痛とは

- ぎっくり腰（腰椎ねん挫等）
- 椎体骨折
- 椎間板ヘルニア
- 腰痛症

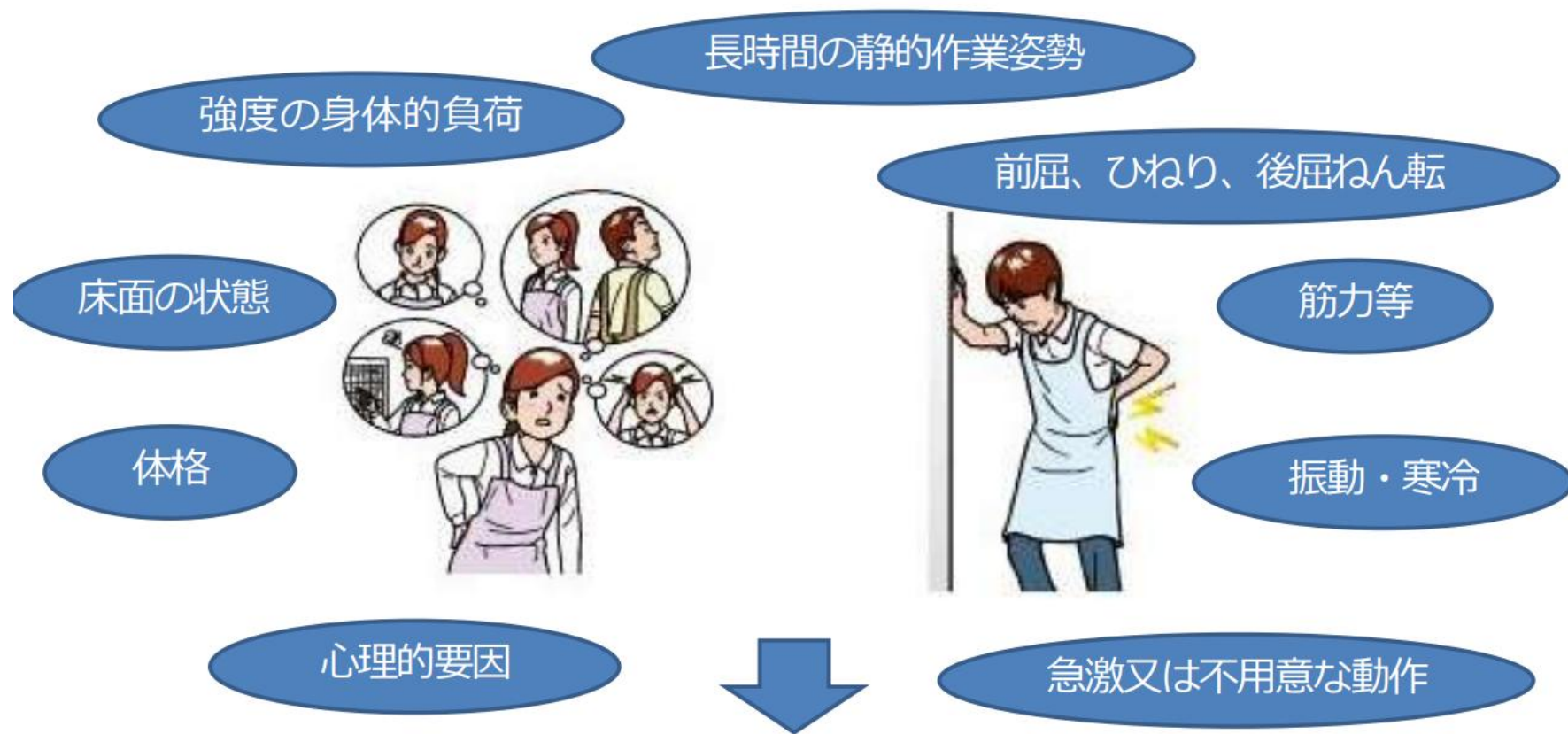
等がある。



椎間板や脊柱を支えている筋肉などに障害が起きた場合に発生。

単に腰部の痛みだけではなく、お尻から太もも、さらには、膝関節を越えて足首や足先にわたり、痛み、しびれ、つっぱり等が広がるものもあり、これらの部位の痛みやしびれ等も含みます。

4. 腰痛災害とは・・・？

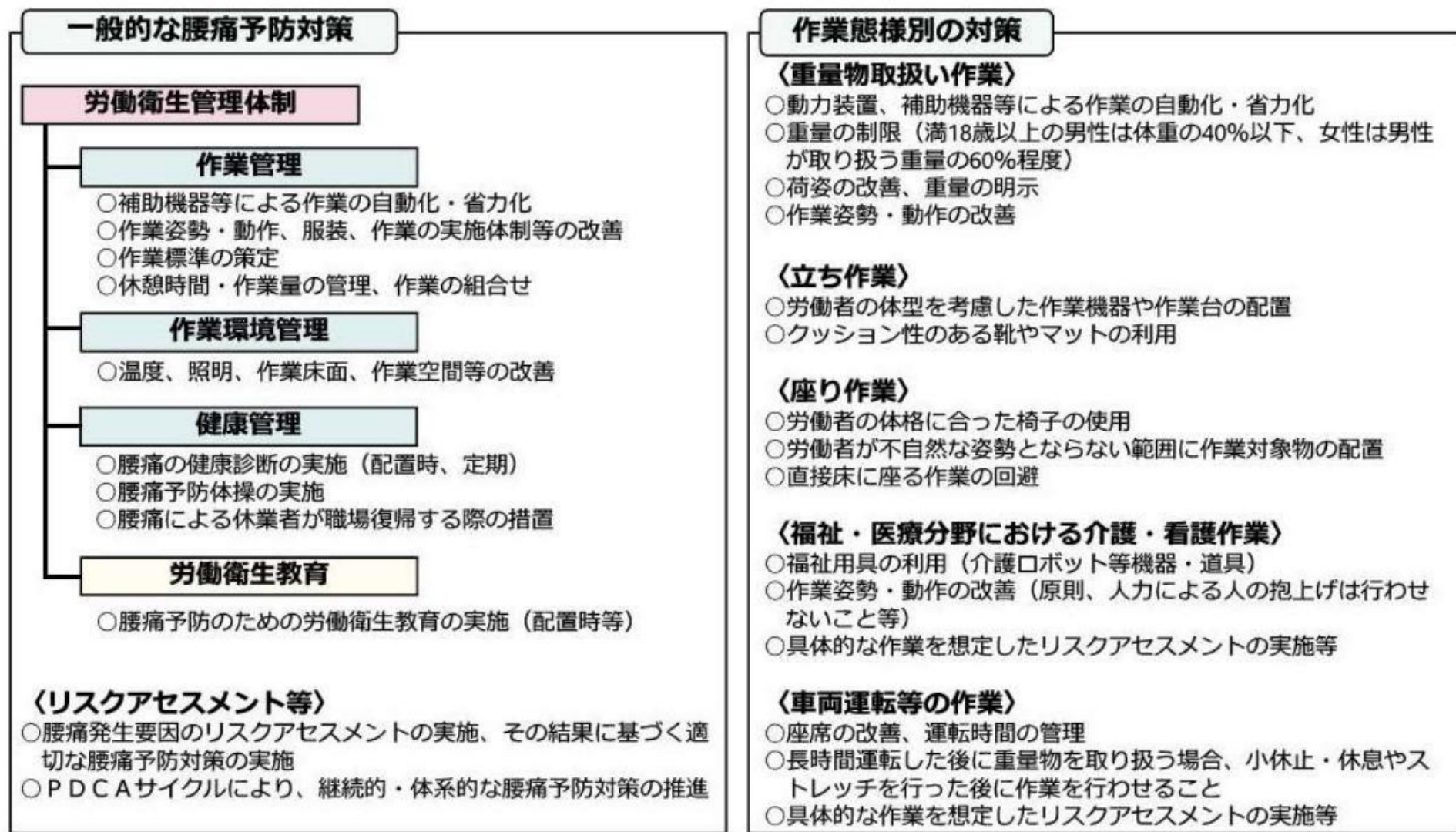


単独の要因だけが関与することはまれ

いくつかの要因が複合的に関与

4. 腰痛災害とは・・・？

「職場における腰痛予防対策指針」の概要



4. 腰痛災害とは・・・？

腰痛の発生要因は複数存在

単独、個別的予防対策では、
腰痛の発生リスクを効果的に
軽減することは困難

事業場における労働衛生管理体制を整備した上で、
3 管理 作業管理（作業方法、作業手順、作業姿勢、実施体制など）
作業環境管理（温度、照明、床面、作業スペースなど）
健康管理（腰痛健診、腰痛予防体操、職場復帰支援など）
1 教育 労働衛生教育（腰痛予防のための教育・指導）
を総合的に実施



実際に行われている作業に潜むリスクを洗い出し、作業とリスクに
即した取り組みを行うことが必要

継続的に実施



ポイント1

施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。

ポイント2

対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。

ポイント3

腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001400680.pdf>

5

高年齢者の労働災害防止対策

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5. 高年齢者の労働災害防止対策

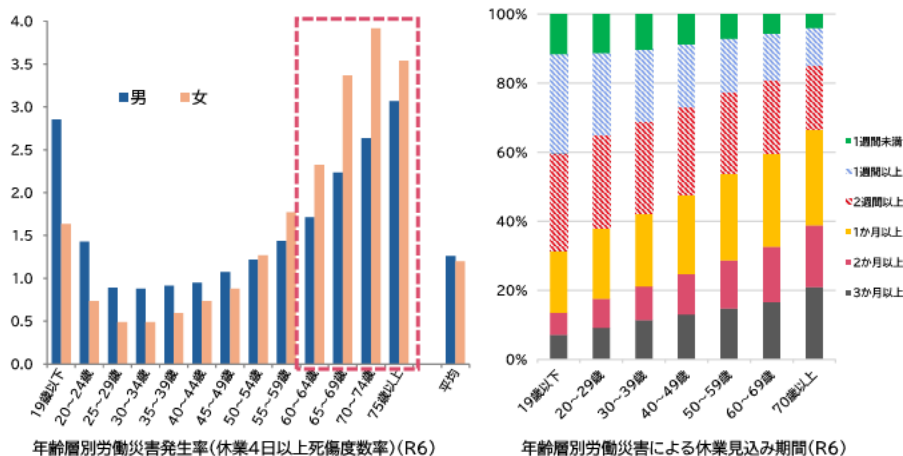
令和8年2月に「エイジフレンドリー指針」が新たに策定されました

概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。

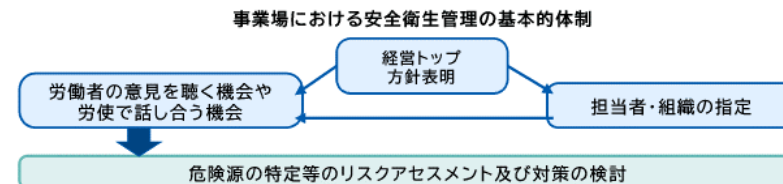


社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備



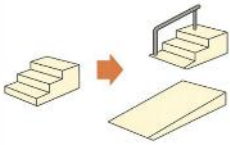
高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2~5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入(最優先)と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は 段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード 等の導入	 体温を下げるための機能の ある服などの導入

5. 高年齢者の労働災害防止対策

令和8年2月に「エイジフレンドリー指針」が新たに策定されました

事業者が講ずべき措置

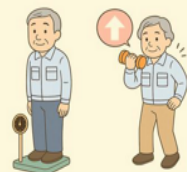
3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進める必要があります。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

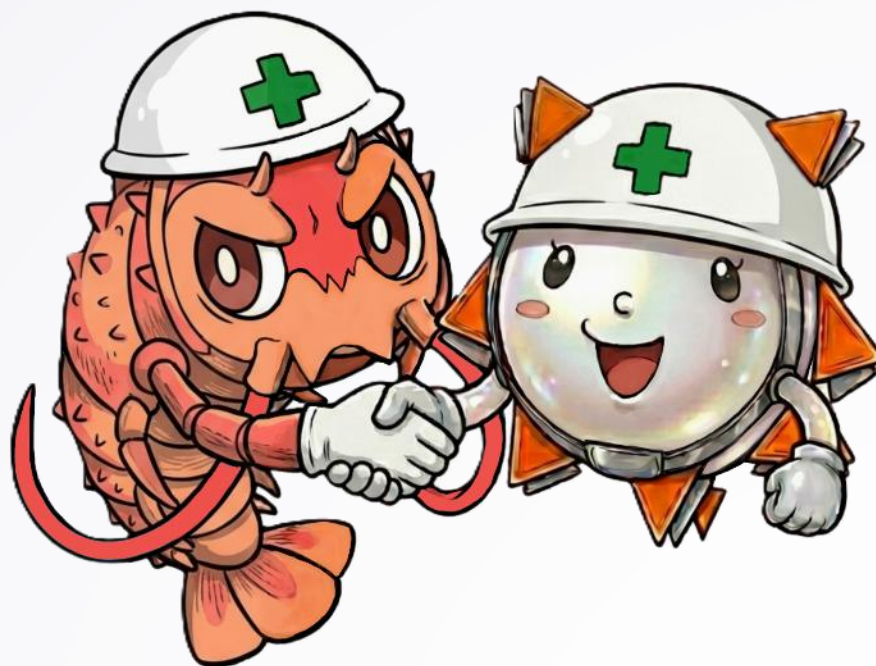


※指針全文は上記PDFからご確認ください
<https://www.mhlw.go.jp/content/1130000/001654297.pdf>



※エイジフレンドリー指針リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001702280.pdf>

まとめ



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6. まとめ

振り返り 社会福祉施設の労働災害を減らすためにすべきこと

◎ 「安全管理体制」の整備



◎ 「行動災害」対策の実施

→1. 転倒災害防止対策

→2. 腰痛災害防止対策



◎ 「高年齢者」の特性に着目した労働災害防止対策の実施

→エイジフレンドリー指針に基づいた措置

6. まとめ

社会福祉施設の労働災害を減らすためにすべきこと

産業構造の変化、高齢化が進む現在、個人的要因（とりわけ、**高年齢労働者**）にも配慮した**総合的なアプローチ**が必要。

事業者だけでなく、労働者の意識改革も必要。



労使一体で職場に潜む災害のリスクを除去するとともに、労働者ひとり一人が事業場における取組や地域における取組も活用しながら心身の健康の維持・向上に努めていくことも重要

6. まとめ

参考資料など

平成 27 年度厚生労働省委託「第三次産業労働災害防止対策支援事業（社会福祉施設）」

社会福祉施設の安全管理マニュアル

～ 安全担当者（安全推進者）配置で働く人の安全確保を！～



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001400674.pdf>

エイジアクション 100

～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の
安全と健康確保のための職場改善に向けて ～



中央労働災害防止協会



<https://www.mhlw.go.jp/content/000364583.pdf>

ご清聴
ありがとうございました

